

# 平内町特定地域生活排水処理事業経営戦略

団 体 名	: 平 内 町
事 業 名	: 平内町特定地域生活排水処理事業
策 定 日	: 平成 29 年 2 月
計 画 期 間	: 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

## 1. 経営戦略策定の経緯

平内町は北側が陸奥湾にせり出した地形となっており、基幹産業は陸奥湾での養殖ホタテ産業となっています。言わずとも平内町において陸奥湾の保全是重要課題であり、生活排水等による富栄養化、水質悪化の防止は必須となっております。陸奥湾の保全と共に町民の快適な暮らしを実現するために特定地域生活排水処理事業(浄化槽事業)を実施しています。

平内町は農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業、公共下水道事業、特定生活排水処理事業を効率的に実施しながら平内町の環境保全に取り組んでいます。

下水道事業の経営状況としては、人口の減少、節水機器の登場、さらには下水道施設の老朽化に伴う修繕費の増加により、経営は厳しさを増しております。このように経営環境が厳しくなる状況下においても、安全で安心できるライフラインを維持していくため、経営を多方面から見直し、健全化させる必要があります。

平内町における特定地域生活排水処理事業は下水道が整備されない地区を対象とし、現在、53基の浄化槽を町が管理しています。将来を見据えた計画を定め、効率的な経営を行う必要があります。このことから中長期的な計画として経営戦略を策定します。

## 2. 経営の基本方針

平内町の自然環境も徐々に悪化しており、平内町に存在する森・山・川・海などの豊かである自然環境を復元し保全することは急務となっております。

現状より環境を悪化させないためにも、生活排水等による富栄養化の防止、水質汚濁の防止は必須です。また、快適な生活環境を町民に提供するためにも浄化槽整備は必要であり、恒久的に安全で環境にやさしいインフラである必要性があります。

これらを踏まえ「快適で環境にやさしく安全なライフラインを提供する」を基本方針とします。

## 3. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成22年4月1日 (6年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非 適
処理区域内人口密度	3741.67	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数		処 理 場 数	

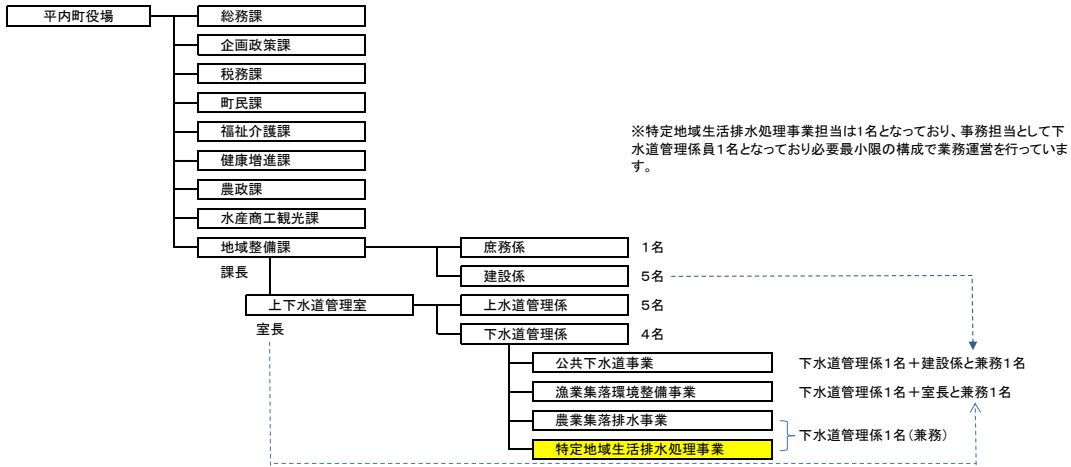
#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<p>一般家庭での料金体系は基本料金+従量料金(通増型)の二部料金制となっており、家庭内水道を使用した分が下水道へ流れることから水道使用量に応じた料金体系となっている。また、一般家庭用の従量料金は使用量が増えるに従い料金の上げ幅も増える通増型となっています。</p> <p>10立方メートルまでの分 1,210円          10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 上記+従量使用料 1立方メートルにつき 155円          20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 上記+従量使用料 1立方メートルにつき 200円          30立方メートルを超え100立方メートルまでの分 上記+従量使用料 1立方メートルにつき 260円          100立方メートルを超える分 上記+従量使用料 1立方メートルにつき 300円</p>		
業務用使用料体系の 概要・考え方	<p>平内町での業務用の料金体系は公衆浴場のみ設定されており、公衆浴場以外は一般家庭用使用料体系となっている。業務用の料金体系も一般家庭用使用料体系と同一ような仕組みで、基本料金+従量料金の二部料金制となっているが通増型ではなく、従量料金は定額となっています。</p> <p>10立方メートルまでの分 1,210円          10立方メートルを超える分 上記+従量使用料 1立方メートルにつき 60円</p>		
条 例 上 の 使 用 料 *1 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り )	平成25年度 2,760 円	実 質 的 な 使 用 料 *2 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り )	平成25年度 3,049 円
	平成26年度 2,760 円		平成26年度 3,113 円
	平成27年度 2,760 円		平成27年度 3,218 円

\*1 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料。

\*2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)。

③ 組織



事業運営組織

平内町では地域整備課内に下水道管理係があり、公共下水道事業、漁業集落環境整備事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業(浄化槽事業)を展開しています。

(2) 民間活力の活用等

<p>民間活用の状況</p>	<p>浄化槽(市町村設置型)の維持管理業務を経費節減を図るため、見積入札により民間業者へ委託しています。</p>
<p>資源・資産活用の状況</p>	<p>市町村設置型浄化槽ではあるが、個人の土地に設置されているので、未検討であります。</p>

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営分析した結果は、別紙の経営比較分析表のとおりです。

経常収支比率が低く、一般会計からの繰入金により補っています。平成26年度より起債はしていません。経営を安定させるためにも使用料金の改定が必要です。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

##### (1) 投資・財政計画(収支計画)

投資・財政計画(収支計画)は別紙のとおりです。

###### ① 収支計画のうち投資についての説明

浄化槽設置の希望者を募集しているが、年に2～3件となっております。市町村設置型の浄化槽は国の補助対象となるには年間設置数が10基以上となっているため、設置基数は伸びず現状が続くと思われます。年に2～3件の希望者には個人設置型の浄化槽で対応しています。

###### ② 収支計画のうち財源についての説明

市町村設置型浄化槽は、使用料収入と一般会計繰入金で運営しています。これ以上市町村設置型浄化槽の設置の増は望めない状況です。経営を安定させるためにも使用料金の見直しが必要です。

###### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費として、污泥処理費などの維持管理費は、汚水処理に欠かせないものです。市町村設置型合併浄化槽維持管理業務委託については見積入札を実施しています。

##### (2) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

###### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	今後も浄化槽設置希望者を募集し、市町村設置型浄化槽設置数に該当しない場合は、個人設置型で対応していきます。
投資の平準化に関する事項	今後も浄化槽設置希望者を募集し、市町村設置型浄化槽設置数に該当しない場合は、個人設置型で対応していきます。
その他の取組	

②今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	経営を安定させるためにも使用料金見直しが必要です。
資産活用による収入増加の取組について	市町村設置型浄化槽ではあるが、個人の土地に設置されているので、未検討です。
その他の取組	

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	指定管理者制度や包括的民間委託、そしてPPP/PFIなど段階的に民間活力の活用を模索していきます。
職員給与費に関する事項	平内町では特定地域生活排水処理事業に関わる職員数は1名(農業集落排水事業兼務)となっており最小人数で業務を行っています。特定地域生活排水処理事業のほか公共下水道事業(担当2名)農業集落排水事業(担当1名)と漁業集落環境整備事業(担当2名)を展開しています。今後、施設の共有化・統合が図られることから担当も兼務しつつ人員を最小限に抑え人件費の抑制に努めます。
修繕費に関する事項	ブロワ等の機器の故障発生により修繕を行います。
委託費に関する事項	投資以外の委託料は浄化槽(市町村設置型)維持管理委託料となっております。人件費の高騰により委託料の増加も避けられない状況です。今後はPPP/PFIなどの民間活力の活用を検討していきます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

今後は、使用料金見直しを検討し、最小限の支出で最大限の効果を上げる管理方法を模索し、経営戦略を随時見直ししていきます。

# 経営比較分析表

青森県 平内町

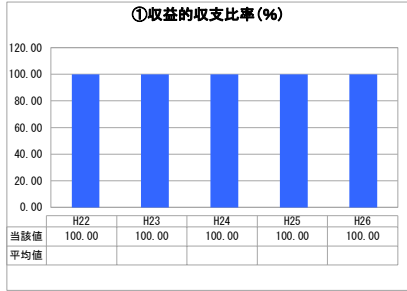
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡ <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	15.11	100.00	2,980

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
11,984	217.09	55.20
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
1,796	0.48	3,741.67

**グラフ凡例**

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



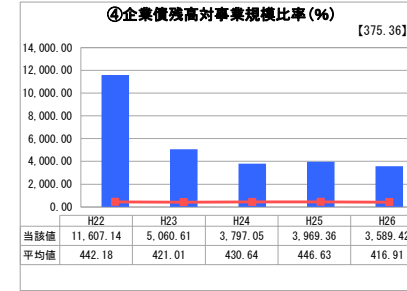
「単年度の収支」



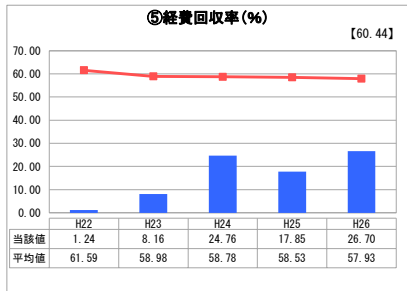
「累積欠損」



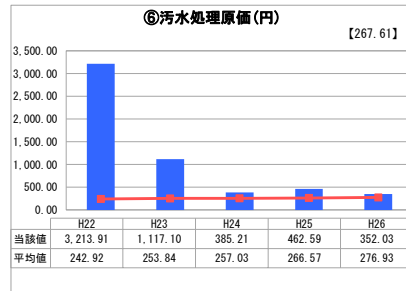
「支払能力」



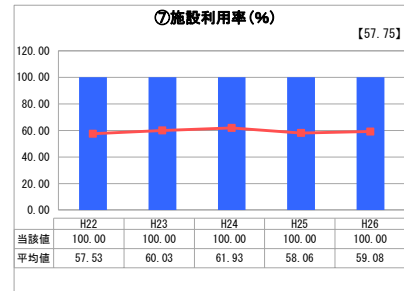
「債務残高」



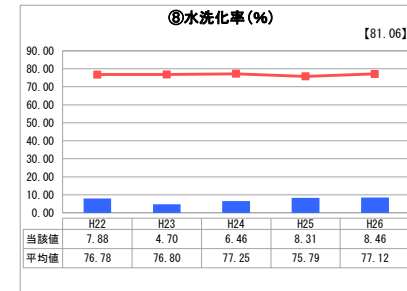
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

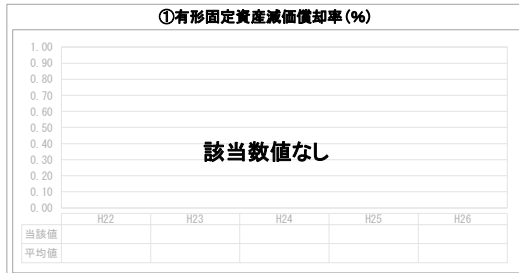


「施設効率性」

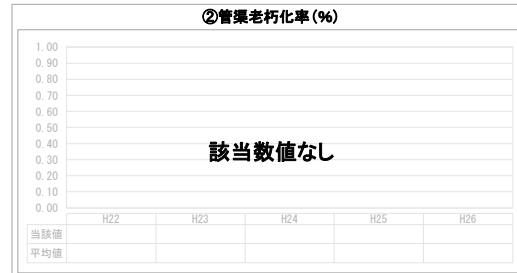


「使用料対象の捕捉」

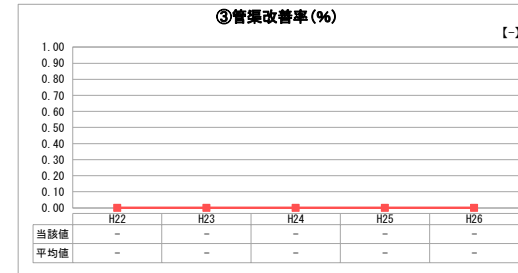
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

### 分析欄

#### 1. 経営の健全性・効率性について

設置後5年と新しい。必要であれば改修する。

#### 2. 老朽化の状況について

国・県の補助対象の年間設置基数の緩和を要望していく。(市町村設置型)

#### 全体総括

国・県の補助対象の年間設置基数の緩和を要望していく。(市町村設置型)

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。



# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)												
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	794	831	830	830	830	830	830	830	830	830	830	830
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
区 分												
収益的収支分	2,168	2,243	2,184	2,279	2,269	2,256	2,246	2,231	2,215	2,204	2,189	2,172
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	2,168	2,243	2,184	2,279	2,269	2,256	2,246	2,231	2,215	2,204	2,189	2,172
資本的収支分	1,149	734	868	1,206	1,435	1,625	1,640	1,656	1,672	1,687	1,704	1,720
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	1,149	734	868	1,206	1,435	1,625	1,640	1,656	1,672	1,687	1,704	1,720
合 計	3,317	2,977	3,052	3,485	3,704	3,881	3,886	3,887	3,887	3,891	3,893	3,892